

(2) 退職や税額変更等により、納入すべき金額と納入書の月割額の金額が異なっている場合
(給与分のみの場合)

(例)【納入される金額】33,500 ≠ 【納入書の月割額(1)】49,800

| | | | | | |
|--|--|-----------------|--|-----------|--|
| 令和○年 7月 | | 指 定 番 号 | | 月割額(1) 円 | |
| | | 0912345678 | | 49,800 | |
| 給与分の欄 | | 給与分 一括徴収分を含む | | 3 3 5 0 0 | |
| 納入すべき金額が月割額(1)の金額と異なるときは、月割額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。(納入書裏面参照) | | 納 入 | | | |
| | | 延滞金 | | | |
| 納期限 令和○年8月10日 | | 額 | | | |
| | | (2) | | | |
| 納入金額(2)の欄 | | 合計額 | | 3 3 5 0 0 | |

【月割額(1)の欄】
印字されている金額を二重線で削除(※1)

【納入金額(2)の欄】
変更後の金額を記入

合計額の欄

(※1)金融機関によっては、訂正印を求められる場合があります。

- ・月割額(1)に印字されている金額を二重線で削除してください。
- ・納入金額(2)の給与分欄と合計額欄に変更後の金額を記入してください。
- ・退職等に伴い、5月までの残額を一括徴収した場合の金額は、給与分欄に合算して記入してください。